

令和2年8月14日

市立小中学校保護者 殿

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
(公印省略)

市立小中学校の臨時休校について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、平素より新型コロナウイルス感染防止対策に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染状況が広がりを見せていることから、下記の期間において市立小中学校を臨時休校とします。

保護者の皆様におかれましては、多大なご負担をおかけしますが、感染拡大の防止と早期の収束に向け、対応へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 休校対象校 糸満市立小中学校

2 臨時休校の理由

糸満市内をはじめ沖縄県の多方面での新型コロナウイルスの感染拡大にともない、県は緊急事態宣言の延長や警戒レベルを引き上げました。それにともない糸満市教育委員会として、市内小中学校の児童生徒の健康安全を確保するとともに感染拡大を防ぐために今回の休校措置としました。

また、今回の臨時休校は、今後の学校再開に向けて、健康観察を行い心身の健康状態を確認しながら児童生徒及び保護者の不安をできるだけ払拭し、さらに学校における感染防止対策の再確認と見直しをおこない、防止策を徹底し感染リスクの低減を図ることを目的としております。

3 臨時休校の期間 令和2年8月17日(月)～8月21日(金)まで

4 休校中の児童生徒の生活について

- ・感染防止のための休校措置ですので、不要不急の外出を控えていただくようご協力をお願いいたします。
- ・ご家庭におかれましても、お子さんの健康チェック(毎朝夕の検温など)や感染症防止対策(うがい、手洗い、新しい生活様式に基づく行動等)を心がけるようご協力をお願いいたします。
- ・スポーツ少年団(小学校)や部活動(中学校)等の活動は当面の間、活動の停止のご協力をお願いいたします。

・休校期間中の学習課題につきましては、各学校、学年、学級において進度や内容等が異なります。各学校の実情に合わせて課題を提示する予定です。(すでに課題を提示済の学校有り)
後日、各小中学校より連絡がありますので、児童生徒へのご指導をよろしくお願いいたします。

5 新型コロナウイルスに感染した場合(またはPCR検査等を受けた場合)

- ・感染拡大防止の観点から学校または教育委員会へご連絡・ご相談をお願いいたします。
- ・また、感染の疑いがある場合は下記の相談窓口へ相談ください。

【沖縄県南部保健所「帰国者・接触者相談センター」(889-6591)】

【新型コロナウイルス感染症 相談窓口(コールセンター)(866-2129)】

《この件の問い合わせ先》糸満市教育委員会学校教育課 電話 098-840-8165

令和2年8月14日

市立小中学校保護者 殿

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
(公印省略)

臨時休校期間における自主出校の受入について(お知らせ)

平素より本市の新型コロナウイルス感染防止対策に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、市立小中学校では県内の新型コロナウイルス感染拡大が懸念されることから、下記の期間を「臨時休校」としてしておりますが、居場所を確保することができない下記の条件にあてはまる児童生徒を対象に緊急的措置として自主出校の受け入れをおこないます。

つきましては、自主出校を希望する場合は、下記の内容をご確認の上、直接学校へお申し込みください。

記

- 1 受入期間 令和2年8月17日(月)～8月21日(金)
- 2 受入時間 8:15～15:00 ※ 午後まで受入希望の際は弁当を持参ください。
- 3 活動内容 自主学習としますので自習教材や課題(宿題)等を持参してください。
- 4 対象児童生徒
 - ① 小学校の児童で、保護者や近親者等で対応できず自宅等で安全に過ごすための居場所が確保できない者。
 - ② 特別支援学級在籍(小学校・中学校)の児童生徒
 - ③ 「医療従事者」や「社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」に該当する保護者でその児童が近親者等で対応できず自宅等で安全に過ごすための居場所が確保できない者。

・上記①～③いずれかに該当し、次の要件をみたす者。

- (1) 児童生徒の安全確保のため、登下校時の保護者等による送迎ができる方。
(登校時の受け入れ・下校時の引き渡しは学校職員と直接行ってください。)
- (2) 体調が良好な者
(健康観察シートで毎朝の検温、体調等のチェックを行い、健康チェックカードを毎日提出)
- (3) 同居する家族に体調不良者がいない者。
(家族に発熱等の体調不良がある場合は登校させないでください。)

【協力的】休校の目的は不要不急の外出を控え感染の防止が目的です。自主出校の受け入れは、医療従事者等、どうしても仕事に従事しなければならないご家庭等で子どもの居場所を確保できない場合の特例措置として実施しております。しかし、自主出校の児童生徒が増加することで、三密を避けられない状況等になることをたいへん危惧しております。保護者の皆様におかれましては、多大なご負担をおかけしますが、休校の目的と自主出校の趣旨をご理解していただき、お子さんの居場所づくりに努めていただきますようご協力をお願いいたします。

尚、市内の感染拡大状況等や自主出校を希望する児童生徒が増え三密を避ける対応が厳しい場合には、受入の制限や受入を取りやめる場合がありますことをご承知おき下さい。

- 5 申込方法 自主出校の際に児童生徒と直接学校へ登校し、学校に備え付けの申込書に記入し、必要事項をご確認の上、申込をしてください。
(保護者の皆様におかれましても感染症防止対策のためマスク等の着用をお願いいたします。)

〈この件の問い合わせ先〉
糸満市教育委員会学校教育課
電話 098-840-8165